

。二重債務問題では3つの問題の区別が必要  
。新規ローンは旧債務処理と切り離し評価を  
。政府対策はモラルハザードへの配慮が不足

## ポイント

内田 浩史 神戸大学教授  
植杉 威一郎 一橋大学准教授

## 経済教室

東日本大震災からの復興では様々な問題が山積しているが、中でも二重債務問題は重要である。震災前から借り入れを抱える企業・家計が復旧・復興のため新たな借り入れをする、返済負担が二重になり事業・生活に大きな支障が生じかねない。二重債務問題に対しては、既存（旧）債務の整理、新債務の負担軽減のための対策案を政府がまとめ、必要な立法・予算措置をとっている。

本稿では二重債務問題についてはこれを除いて

プラスとなるローンを指す。

旧債務は経済学的にはサンクコスト（既に投下されてしまつた費用）であり、新規ローンについてはこれを除いて

。

## 経済学から見た二重債務問題

# 新規ローン促進に節度を

1つ目は、将来収益の一部が旧債務者への返済に充てられるために新規ローンの返済が見込めないケース（デットオーバーハンゲ問題）。この場合、旧債務が免除・軽減されなければ、被災企業、ひどく債権整理、私的整理が逆に、N.P.V.がマイナスの実行すべきでないローン」が実施されるという「第2種の過誤」の問題がある。事業不振企業が起死回生を狙って調達するリスクの高い借り入れ、借り手が返済努力を怠るケースも含まれる。関東大震災時の震災手形の経験からも分かるように、震災後の資金繰り支

2つ目は、新規ローンによる事業継続が地域経済や取り組みへの外部（波及）効果を持つケース。サプライチェーン（供給網）のハブ（拠点）企業の場合など、新規ローンの供給が社会的に望ましくて援策を防ぐ政策も、行きすぎれば不良債権を増加させ、将来に禍根を残しかねない。

第三に、被災者の旧債務を処理（償却）する際に、その費用を誰がどう負担するかと配分の問題ではなく、サンクコストの分担、すなわち負の所得分配の問題である。債務者、債権者、政府（納税者）など多くの利害関係者が絡むことも解決を困難にする。

3つの「二重債務問題」はそれぞれ異なる理由で発生し、対処法も異なる。まず、第1種の過誤は、主として4つのケースで発生する。

## モラルハザード回避

### 旧債務の負担軽減早期に

たが、この中には二重債務問題に対する金融支援では

。

。

。

。

。

。

これまでの政府の対策はどうか。政府は補正予算（第1次・第2次）に、震災復興のための緊急保証制度や政府系金融機関の特別貸し付けなど、新規ローンの供給支援策を手厚く盛り込んだ。第1種の過誤については十分に手当できるといえる。

被災者への配慮を十分に尽くすべきなのは当然だが、その半面、支援策の対象となる企業の範囲が広すぎる。政府による信用保証割合が100%であるなど、第2種の過誤に対する配慮が不足していることが懸念される。また、旧債務の費用負担問題を解決するため、ひいては第1種の過誤についても手当できる。

これまでの政府の対策はどうか。政府は補正予算（第1次・第2次）に、震災復興のための緊急保証制度や政府系金融機関の特別貸し付けなど、新規ローンの供給支援策を手厚く盛り込んだ。第1種の過誤については十分に手当できるといえる。

これらの結論は、分布により詳細に見た場合にもほぼ同じとなる。このため新規ローンの促進策をやみくもに拡大すると、かえって第2種の過誤を招きかねないので、慎重な制度設計が求められる。もちろん、この示唆はあくまで資源配分の観点から得られるものであり、所得分配の観点から見た対策の必要性を否定するものではない。ただし、その場合には前述通り、金融支援以外の方策も検討される必要がある。

最後に既存債務の費用負担も明確にすべきであろう。

最後に既存債務の費用負担も明確にすべきであろう。

最後に既存債務の費用負担も明確にすべきであろう。

最後に既存債務の費用負担も明確にすべきであろう。

。

最後に